



佐賀県公報

平成20年
10月7日
(火曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

◎保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (七四・医務課)

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (七五・税務課)

公布された規則のあらまし

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(規則第七四号)

1 次に掲げる事務手続を定めることとした。

(1) 准看護師再教育研修の修了の登録の申請

(2) 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付及び再交付の申請

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第七五号)

1 個人の県民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金の指定の手続等を定めることとした。(第七条の二の二、第七条の二の五関係)

2 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○ 規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第七十四号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和六十年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改める。

第三条中「第一条第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

第四条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第十四条第一項中「受験」の下に「及び再教育研修」を加え、同条第二項中

「第一条第二項第一号」を「第一条の三第二項第一号から第三号まで」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条を第十六条とする。

第十二条中「様式第十一号」を「様式第十四号」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条中「様式第十号」を「様式第十三号」に改め、同条を第十四条とする。

第十条中「様式第九号」を「様式第十二号」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中「様式第八号」を「様式第十一号」に改め、同条を第十二条とする。

第八条の次に次の三条を加える。

(准看護師再教育研修の修了の登録の申請)

第九条 法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修の修了の登録の申請は、准看護師再教育研修修了登録申請書(様式第八号)により行わなければならない。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付の申請)

第十条 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者(以下「准看護師再教育研修修了登録者」という。)は、准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更が生じたときは、准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

(様式第九号)により准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請する

ことができる。

(准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請)

第十一条 准看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つたときは、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書(様式第十号)により准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けた者は、失つた准看護師再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

様式第十一号中「第12条」を「第15条」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第十号中「第11条」を「第14条」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第九号中「第10条」を「第13条」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第八号中「第9条」を「第12条」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第七号の次に次の三様式を加える。

様式第8号(第9条関係)

佐賀県収入証紙欄

准看護師再教育研修修了登録申請書

准看護師籍 登録番号	第 号	准看護師籍 登録年月日	年 月 日
---------------	-----	----------------	-------

1 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日	修了年月日
年 月 日	年 月 日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、准看護師再教育研修修了登録を申請します。

年 月 日

本籍 (国籍)	都道府県	住所			
(ふりがな) 氏名		印		生年月日	性別
				年 月 日	男・女
通称名					

佐賀県知事 様

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証の写し
- (2) 准看護師再教育研修等を修了したことを証する書類

2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

様式第 9 号 (第 10 条関係)

佐賀県収入証紙欄

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

准看護師籍 登録番号	第 号	准看護師籍 登録年月日	年 月 日
准看護師再教育研修修了登録年月日			年 月 日

変更を生じた事項

	変更前	変更後
本籍(国籍)		
(ふりがな) 氏 名		
通称名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

上記により、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

年 月 日

住所			
氏名		印	生年月日
			年 月 日

佐賀県知事 様

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師再教育研修修了登録証
- (2) 准看護師免許証の写し

2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

様式第10号(第11条関係)

佐賀県収入証紙欄

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

准看護師籍 登録番号	第 号	准看護師籍 登録年月日	年 月 日
准看護師再教育研修修了登録年月日			年 月 日

本籍 (国籍)	都道 府県	生年月日		性別
		年	月	日
(ふりがな) 氏名		通称名		

上記の准看護師再教育研修修了登録証を(破つた・汚した・失つた)ので、再交付を申請します。

年 月 日

住所			
氏名		印	

佐賀県知事 様

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師免許証の写し
 - (2) 准看護師再教育研修修了登録証を破り、又は汚した場合にあつては、当該准看護師再教育研修修了登録証
- 2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第七十五号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第三号 その五	納税管理人設定不要認定（否認） 通知書	条例第二十八条第一項
様式第三号 その六	控除対象寄附金等指定申請書	条例第三十四条の二及び 規則第七条の二の二

を

に

改める。

第七条の二の次に次の四条を加える。

（控除対象寄附金等の指定の手続）

第七条の二の二 条例第三十四条の二第三号ハの指定（以下この条及び第七条の二の五において「指定」という。）に係る寄附金を募集しようとする法人若しくは団体又は当該指定に係る金銭を引き受けようとする公益信託の許可を受けた者（以下「指定寄附金募集法人等」という。）は、控除対象寄附金等指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 指定年月日
- 二 指定寄附金募集法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 寄附金又は金銭の目的及び使途
- 四 寄附金の募集又は金銭の受入れ（以下「寄附金の募集等」という。）の期間

（控除対象寄附金に係る変更等の届出）

第七条の二の三 指定寄附金募集法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。
 - 二 控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）に該当しなくなつたとき。
- 2 知事は、前項第一号の変更の届出があつたときは、その旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。
- 一 指定寄附金募集法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 二 変更事項及び変更年月日
- （報告）

第七条の二の四 指定寄附金募集法人等は、寄附金の募集等の期間中において、各事業年度終了後三月以内に事業報告書、収支決算書その他当該寄附金の公益寄与状況を証する書類を知事に提出しなければならない。

（指定の失効及び取消し）

第七条の二の五 指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を

失う。

- 一 寄附金の募集等の期間が満了したとき。
- 二 次項の規定により指定が取り消されたとき。
- 三 控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなつたとき。

2 知事は、次に掲げる場合は、指定を取り消すものとする。

- 一 指定寄附金募集法人等が正当な理由なく前条の報告を行わなかつたとき。
- 二 控除対象寄附金が特に県民の福祉の増進に寄与しないことが明らかになつたとき。
- 三 指定寄附金募集法人等が不正の手段により指定を受けたことが明らかになつたとき。

3 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 第一項第三号に該当することとなつたことを知つた場合 その旨及び次に掲げる事項

イ 指定寄附金募集法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ロ 失効年月日

二 前項の規定により控除対象寄附金の指定を取り消した場合 その旨及び次に掲げる事項

イ 指定寄附金募集法人等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ロ 取消年月日

様式第三号その五の次に次の一様式を加える。

様式第 3 号その 6

(表)

控除対象寄附金等指定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 (法人若しくは団体又は特定公益信託の受託者)
所在地
名 称
代表者

佐賀県税条例第34条の2第3号八の指定を受けたいので、佐賀県税条例施行規則第7条の2の2第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする寄附金又は金銭の名称

- 2 指定を受けようとする期間

- 3 添付書類

- 4 連絡先
所在地
電話番号
担当者氏名

(裏)

申請書には、次表の左欄に掲げる寄附金又は金銭の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付してください。

寄附金又は金銭の区分	書類
1 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号に規定する財務大臣が指定した寄附金	(1) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第216条第2項に規定する財務大臣の指定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の行う事業の内容及び寄附金の使途を記載した書類 (3) 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類 (4) その他当該寄附金が特に県民の福祉の増進に寄与することを証する書類
2 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金	(1) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第1号の2に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第7条に規定する総務大臣又は都道府県知事の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号に掲げる法人に該当する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条に規定する行政庁の認定を受けたことを証する書類 (3) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第4号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条に規定する所轄庁の認可を受けたことを証する書類 (4) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号、第5号及び第6号に該当する場合には、当該申請者の登記事項証明書 (5) 申請者の定款又は寄附行為 (6) 申請者の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書 (7) 申請者の最近の事業年度の事業報告書及び収支決算書 (8) その他当該寄附金が特に県民の福祉の増進に寄与することを証する書類
3 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる特定公益信託に対して支出した金銭	(1) 所得税法施行令第217条の2第3項に規定する主務大臣の認定を受けたことを証する書類(当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前5年内であるものに限る。) (2) 当該特定公益信託の信託行為 (3) 当該特定公益信託の申請の日の属する信託事業年度の事業計画書及び収支予算書 (4) 当該特定公益信託の最近の信託事業年度の事業報告書及び収支決算書 (5) その他当該支出した金銭が特に県民の福祉の増進に寄与することを証する書類
4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附金	(1) 租税特別措置法第66条の11の2第7項に規定する国税庁長官の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の定款 (3) 申請者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 (4) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書 (5) その他当該寄附金が特に県民の福祉の増進に寄与することを証する書類
5 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「旧租税特別措置法」という。)第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	(1) 旧租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する認定地方公共団体の指定寄附金募集法人等が特定地域雇用等促進法人に該当することを証する書類(当該認定地方公共団体が認定を受けた地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地域再生計画(当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。)の区域の記載のあるものに限る。) (2) その他当該寄附金が特に県民の福祉の増進に寄与することを証する書類

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税については、この規則による改正後の佐賀県税条例施行規則第七条の二の三第一項第二号中「第四十一条の十八の三」とあるのは「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社